



# お知らせ

記者発表資料

平成26年5月15日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ  
 鳥取県政記者会  
 島根県政記者会  
 岡山県政記者会  
 広島県政記者クラブ  
 山口県政記者会  
 山口県政記者クラブ  
 山口県政滝町記者クラブ  
 中国地方建設記者クラブ

## 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動状況について

～H25 フォローアップ検査実施項目 28業者中22業者が改善～

平成26年5月9日、中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下「推進本部」という。）は、推進本部会議を開催し、平成26年度における取組方針を決定しました。

よって、推進本部における平成25年度の活動結果及び平成26年度における取組方針について、別紙のとおりお知らせします。

「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部」とは、建設業者の法令違反行為への対応を強化することにより、建設生産物の品質を確保するとともに、公平・公正な元請下請契約の推進を図るため、平成19年4月に中国地方整備局に設置された建設業法令遵守の推進体制（本部長：中国地方整備局長）であり、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

#### 【担当】

建政部 計画・建設産業課長 佐藤 篤（内線6121）

建政部 計画・建設産業課長補佐 立岩 晃（内線6142）

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 坂本 繁幸（内線2117）

企画部 環境調整官 田尾 和也（内線3114）

# 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部における 平成25年度の活動結果及び平成26年度 of 取組方針について

## I. 平成25年度 活動結果

平成25年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）」の活動結果及び通報等の概要は下記のとおりです。

### 1. 建設業者への立入検査等の状況及び監督処分や勧告などの措置状況

#### イ. 立入検査について

平成25年度は、76業者に立入検査を実施しました。（平成24年度：75業者）

【内訳】

- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査 49業者
- フォローアップを目的とした立入検査<sup>注)</sup> 28業者
- 直轄事業（中国地方整備局）における低入札業者への立入検査 1業者
- 被災3県における復旧・復興工事に係る立入検査 2業者
- 駆け込みホットラインへの通報案件に対する立入検査 1業者

※下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査とフォローアップを目的とした立入検査に関しては業者の重複あり

立入検査の結果により、67業者に対し、改善のための文書勧告を実施しました。これは、立入検査実施業者の約9割にあたります。（平成24年度：59業者【約8割】）

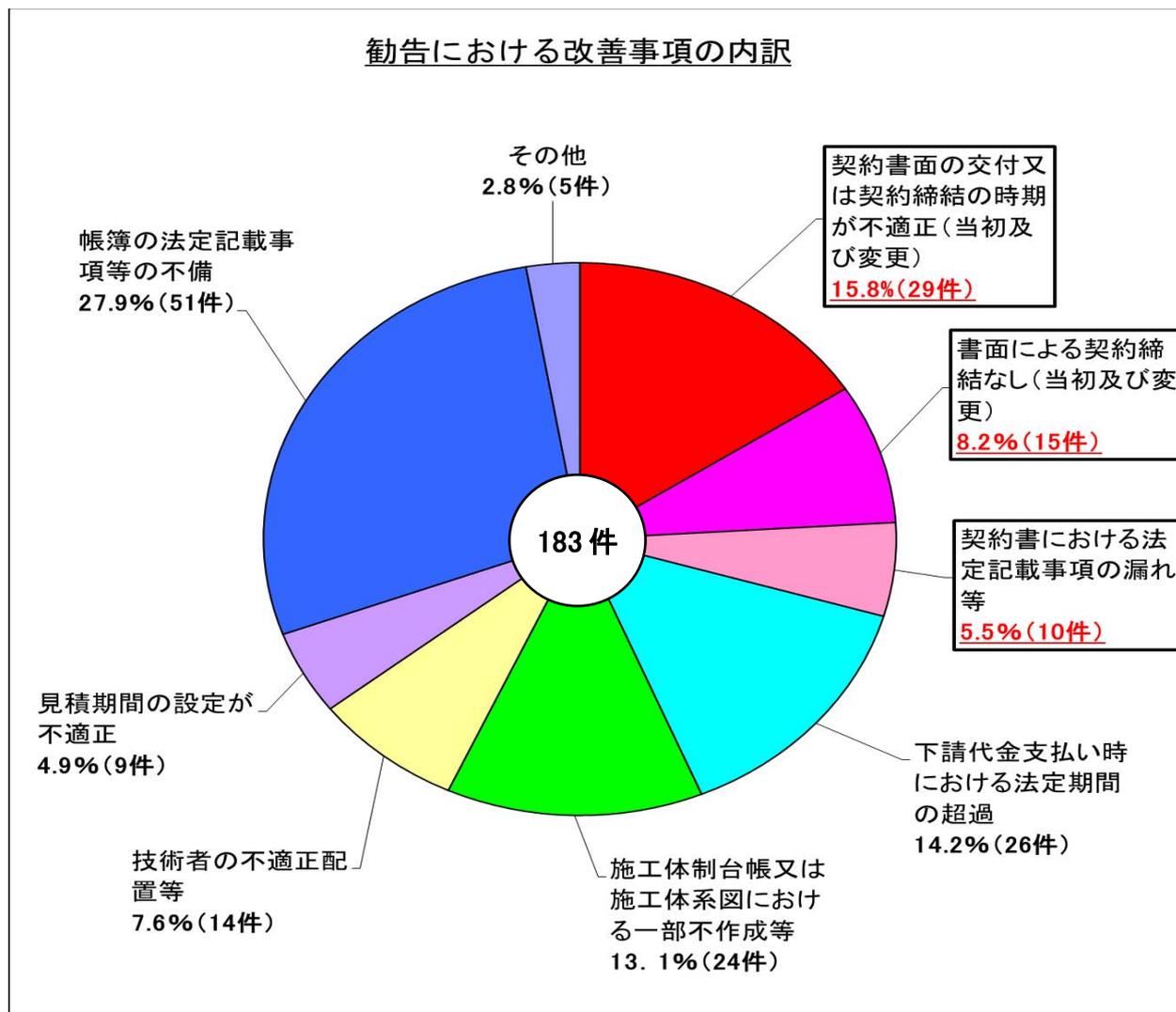
なお、67業者に実施した勧告における改善事項の総数は183件であり、このうち元請下請間の取引の適正化に係る重要事項である契約に係わる不備が54件（約3割）を占めていました。（図－2参照）

【平成24年度実績】

勧告における改善事項の総数は113件  
そのうち、契約に係わる不備が34件（約3割）

【図－2 勧告内容の内訳】

平成 25 年度立入検査結果(疑義情報は除く)による改善勧告内容



ロ. フォローアップを目的とした立入検査について【重点取組事項】

平成25年度より、過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査を28業者に対し実施した結果、フォローアップ項目については、**22業者について改善**が図られていることが認められた。

フォローアップ検査実施項目について

【内訳】

- ・ 技術者の不適正配置  
→ 5業者に対して実施し、**全ての業者が改善**されていた。
- ・ 施工体制台帳の不備  
→ 11業者に対して実施し、**5業者が改善**されていた。
- ・ 書面による契約締結なし  
→ 19業者に対して実施し、**17業者が改善**されていた。

## ハ. 立入検査の実施とその効果について

中国地方整備局では、平成 19 年度に推進本部を設置して以降、476 件の立入検査を実施し、393 業者に対し法令遵守や業務に関する改善を求める勧告を実施しました。(表-1 参照)

平成 25 年度の立入検査の結果により、立入検査が 2 回目の建設業者は、立入検査が 1 回以上の建設業者より、勧告項目数や監督処分に直結する項目の違反数が減少していることから、建設業の法令遵守の意識が浸透してきていると思われれます。(表-2 参照)

さらに、重点取組事項として実施したフォローアップ検査については、28 業者中 22 業者について実施項目の改善が図られ、企業としての努力の跡が伺えます。

しかし、立入検査全体では、依然として勧告率が約 8 割を超え、監督処分に直結する重要事項違反行為を繰り返す建設業者も見受けられます。

建設業における法令遵守の意識はまだまだ低い状況であり、より一層の法令遵守の徹底を図るため、繰り返し違反行為を行っていると思われる建設業者、重要事項違反行為を行っている建設業者に対して、改善状況の確認を目的としたフォローアップ検査をより重視していく必要があります。

【表-1 立入検査と措置状況について (平成 19 年度～平成 25 年度)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計
立入検査実施業者数 (a)	66	58	66	60	75	75	76	476
(a)のうち、 勧告を受けた業者数 (勧告率)	62 (93%)	52 (89%)	53 (80%)	38 (63%)	62 (82%)	59 (78%)	67 (88%)	393 (82%)

【表-2 立入検査回数と措置状況について (平成 25 年度)】

立入検査の回数	1回目	2回目	3回目
H25立入検査実施業者(a)	29	44	3
(a)のうち 勧告を受けた業者数 【勧告率】	27 (93%)	39 (88%)	1 (33%)
(a)における1業者あたりの 改善項目の平均 【指導項目数】	2.8	2.2	1.3
(a)における1業者あたりの 重要事項違反の平均 【重要事項違反数】	0.62	0.48	0.33

## 2. 各県担当部局との合同立入検査

平成22年度より、元請下請取引の適正化を広く推進するため、各県知事許可部局と連携のうえ県知事許可業者に対して合同立入検査を実施し、知事許可業者に対する指導を促進しています。

平成25年度においても、11月の建設業法令遵守推進月間を中心に22業者に合同立入検査を実施しました。(平成24年度は20業者)

### 【各県許可部局との合同立入検査】

鳥取県	6業者
島根県	2業者
岡山県	4業者
広島県	6業者
山口県	4業者

各県との合同立入検査は、建設業法に基づく元請下請取引の適正化等に向けた指導・法令遵守の周知に加えて、建設業者の社会保険等の加入状況の確認をするとともに、消費税転嫁拒否対策に関する取組について周知しました。

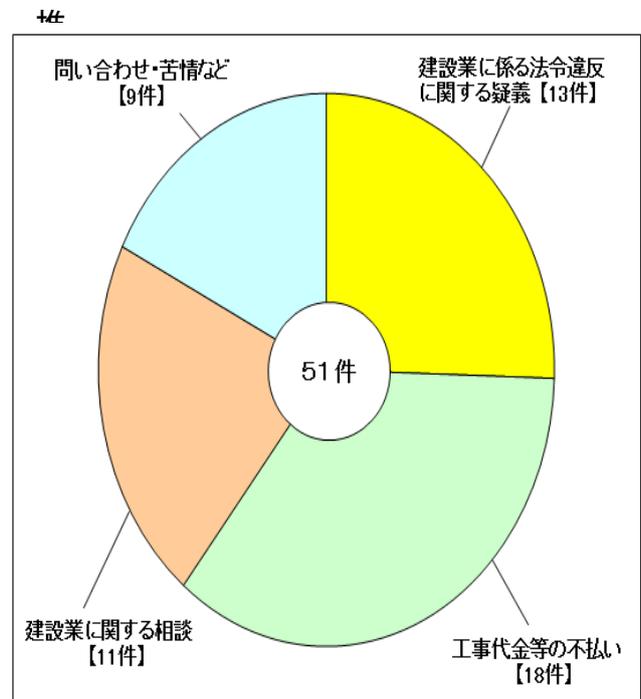
## 3. 建設業法令遵守推進本部に寄せられた通報等

【図-3 本部に寄せられた通報の内訳】

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成25年度は、「駆け込みホットライン」に寄せられた通報等は51件あり、法令違反に関する疑義が13件、工事代金等の不払いに関する相談が18件、その他相談が20件でした。(図-3参照)

【平成24年度実績】  
通報件数は56件で、  
法令違反に関する疑義が16件  
工事代金の不払いに関する相談が33件



建設工事における下請代金の不払い相談のあった事案について、8割以上が書面による契約締結がされていない状況にありました。

請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためにも、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し、相互に交付することが重要であり、特に、書面による契約締結の徹底について、引き続き指導強化に努めます。

#### 4. 法令遵守推進に関する活動

建設業における取引の適正化について、11月の『建設業適正取引推進月間』の取組を含め、建設業法の厳正かつ適正な運用により法令遵守指導を通じ、その推進を図っています。

- (1) 建設業適正取引推進月間に各県と共催で講習会を開催 . . . . . 7回
- (2) 建設業団体等が開催する講習会への講師派遣 . . . . . 8回
- (3) 建設業者団体との意見交換会等での周知 . . . . . 14団体

平成25年度は、計29回の講習等を実施し、建設業関係者を中心に述べ1,849名に参加いただきました。

講習内容は、「建設業法に基づく適正な元請下請取引・施工体制」に加え、平成25年度から実施している「建設業の社会保険未加入問題に対する取組」について、全会場にて周知しました。

## Ⅱ. 平成 26 年度 取組方針

(平成 26 年 5 月 9 日推進本部会議により決定)

平成 19 年度に創設した中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」という。）の活動については、建設業の法令遵守、特に元請下請間の契約手続きの適正化において一定の成果が上がっているものの、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルが多数発生しているほか、違反行為を繰り返す建設業者が見受けられることから、さらなる取り組みの充実が必要となっています。

よって、平成 26 年度は、これまでの実績を踏まえつつ、建設業法令遵守に関する取組を一層促進する必要があることから、以下のとおり立入検査を実施します。

### 1. 立入検査について ◆は新規取組

(1) 建設業法違反に係る調査・指導等に関する立入検査を以下のとおり実施します。  
(立入検査件数は年間50 業者以上を目標)

#### ◇元請下請取引の適正化に関する立入検査

平成 25 年度の下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査

#### ◇建設業法違反の是正に関する立入検査

駆け込みホットライン等への通報、建設業許可及び経営事項審査において、建設業法違反等の疑義あるものに係る立入検査

#### ◇被災地 3 県における立入検査

復旧・復興工事の適正な取引及び施工体制の確保等に係る立入検査  
(被災 3 県に新たに営業所を新設した業者を中心に実施)

#### ◇フォローアップを目的とした立入検査 【重点取組事項】

過去に勧告を行った業者に対する改善状況確認を目的とする立入検査

次の事項をフォローアップ対象項目とする。

- ①監理技術者、主任技術者及び営業所専任技術者の不適正配置
- ②施工体制台帳の不作成・不備
- ③請負契約書の不作成・不備

#### ◆公共工事における「元請下請契約の適正化」に関する立入検査の強化 【重点取組事項】

公共工事設計労務単価が大幅に引き上げられたこと、予定価格の適切な設定やダンピング防止に関する措置の強化等が盛り込まれた品確法及び入札契約適正化法の一部改正案が、今通常国会において審議されていること等から、公共工事の受発注者間における契約価格の適正化が期待されることである。

公共工事の元請・下請間においても、これまで以上に建設業法を遵守した適正な契約を徹底する必要があることから、公共工事における元請下請契約の適正化に関する立入検査等を強化する。

(2) 元請下請取引の適正化を広く推進し、関係機関との連携の強化を図るため、以下の取組を実施する。

◇中国管内各県との合同立入検査 (立入検査件数は年間 **25業者** を目標)

◇経済産業局との合同立入検査

## 2. 消費税転嫁拒否に関する調査について ◆印は新規取組

### ◆消費税転嫁拒否事案に関する調査・指導の強化【重点的課題】

平成26年4月1日に消費税率が5%から8%に引き上げられたことを受け、消費税転嫁拒否事案の増加が懸念されることから、公正取引委員会、中小企業庁との連携を図りながら、その調査・指導を強化する。

## 3. 社会保険未加入問題への取組について ◆印は新規取組

社会保険未加入企業の保険加入の促進を図るため、以下の取組を実施します。

◇建設業許可・更新、経営事項審査及び立入検査時において、「社会保険等の加入状況」の確認及び指導

◇「建設業の社会保険未加入問題に対する取組」に関する周知・啓発

### ◆「標準見積書」の活用状況の確認

平成25年9月から、「標準見積書」の一斉活用が開始されているところであり、その取組を積極的に促進する必要があることから、契約・支払状況に主眼を置いた検査を実施する場合は、「標準見積書」の活用状況について確認する。

### ◆社会保険未加入対策の推進【重点的課題】

社会保険未加入対策強化の一環として、平成26年8月1日以降、国土交通省直轄工事では、元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事における一次下請業者について、社会保険等加入業者に限定するとともに、2次以下の下請業者についても、社会保険等に未加入である場合は、建設業担当部局による加入指導等を実施する。

今後、関係者に詳細を周知するとともに、他の発注者にも同様の対応を呼びかけていく。

その実施に当たり、発注部局や関係機関との連携を図りながら、社会保険未加入業者への加入指導等を拡大実施する。

#### 4. 法令遵守推進に関する取組について

- ◇ 「建設業取引適正化推進月間」の取組
- ◇ 法令遵守に係る講習会の開催及び講師の派遣
- ◇ 「駆け込みホットライン」の利用促進に向けた周知
- ◇ 建設業団体との意見交換会
- ◇ 「新労務単価フォローアップダイヤル」の運用